

9. 「MSGネットワーク」利用規定

学校法人宮崎総合学院ネットワークシステム及び端末利用規程

第1条（利用規定）

この規程は、学校法人宮崎総合学院ネットワーク（以下「MSG ネットワーク」という。）の円滑な運用およびセキュリティ対策のために必要な事項を定める。

第2条（利用目的）

MSG ネットワークは本学院生の学習及び情報化の向上のために利用することを目的とする。

第3条（運営管理）

MSG ネットワークの管理運営は、宮崎情報ビジネス専門学校情報系担当又はそれに準じる職員を管理責任者として、日常的な管理運営に関する事項は MSG ネットワーク運営委員会で検討し、その運営管理は管理責任者および情報系教員が行う。

第4条（利用可能者）

MSG ネットワークを利用できる者は、次の通りとする。

- (1) 学校法人宮崎総合学院の教職員
- (2) 学校法人宮崎総合学院の学生
- (3) その他、MSG ネットワーク運営委員会で適当と認めた者。

第5条（ログイン認証）

MSG ネットワーク内の端末利用時には必ず本人の ID 及びパスワードで認証の上ログインし、ID 及びパスワードの管理については十分に注意すること。
なお、ID 及びパスワードは別途規定する

第6条（不正認証）

他人の ID を使用して、本人以外の者が MSG ネットワーク及び端末システムを利用することを禁ずる。また、第7条に掲げる禁止行為が発覚した場合は以下、第8条に掲げる罰則規定を不正利用した本人及び不正利用された者にも適用するものとする。

第 7 条 (禁止行為)

MSG ネットワークの利用に当たっては、次の行為を禁止する。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 第三者の人権を侵害する行為
- (3) 第三者の知的財産を侵害する行為
- (4) 第三者に迷惑または損害を与える行為
- (5) ウイルスなどで情報資源を破壊する行為
- (6) 情報資源への不法侵入を目的としたプログラムの作成および配布する行為
- (7) その他ネットワークの正常な運用を妨げる行為

第 8 条 (利用停止)

管理責任者は、第 7 条に定める行為がある場合これを調査し、本人に対してネットワークの利用を停止することが出来る。

第 9 条 (使用時間・使用マシン室)

各マシン室の利用時間は原則的に 18 時までとする。ただし、別途届出のもと管理責任者より許可を得た場合はこの限りではない。また、使用マシン室は別途指定する。

なお、利用時間、使用マシン室については使用状況により変更になる場合がある。

第 8 条 (規定外事項)

本規程に定めのない事項が発生した場合は、MSG ネットワーク運営委員会で検討する。

第 9 条 (規定改廃)

この規程の改廃は MSG ネットワーク運営委員会の議決を経て校長が行う。

附則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。